和地山公園、高丘公園、船越公園、相生公園、
浜松市高丘緑地

指定管理者募集要項

令和６年　６月

浜松市都市整備部公園管理事務所

目　　次

１　和地山公園、高丘公園、船越公園、相生公園、浜松市高丘緑地の概要・・・　１
２　指定管理者が行う業務の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
３　指定管理期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
４　指定管理料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
５　利用料金の規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
６　事業所税の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
７　利用料金減免の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
８　指定管理料の上限額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
９　応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
１０　提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
１１　指定管理者の募集及び選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
１２　指定管理者の公募に関するスケジュール（予定）・・・・・・・・・・・・・・　８
１３　募集要項の配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
１４　募集要項に関する照会、質問事項の受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
１５　応募者説明会、ヒアリング、プレゼンテーションについて・・・・・・・・・　９
１６　提案書類の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
１７　費用の負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
１８　障がい者の雇用促進・就労支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
１９　選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
２０　実績の反映について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
２１　選考結果のお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
２２　選考に関する応募書類の取扱いと情報の公開について・・・・・・・・・・　１０
２３　指定管理者の指定について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
２４　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
【別紙】
和地山公園、高丘公園、船越公園、相生公園、浜松市高丘緑地指定管理者選定基準・・１３

【様式集】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
・指定管理者指定申請書（第１号様式）
・宣誓書及び同意書（第２号様式）
・役員等名簿（第３号様式）
・委任状（第４－１号様式）
・提案資料の取扱いに関する回答書（第４－２号様式）
・指定管理者事業計画書（第５号様式）
・管理に係る経費の収支予算書及び報告書（第５－２号様式）
・指定管理者応募者説明会参加申込書（第６号様式）
・指定管理者募集に伴う質問書（第７号様式）
○　和地山公園、高丘公園、船越公園、相生公園、浜松市高丘緑地公募仕様書

和地山公園、高丘公園、船越公園、相生公園、浜松市高丘緑地指定管理者募集要項

＊　この募集要項は、和地山公園、高丘公園、船越公園、相生公園、浜松市高丘緑地の指定管理者を一括して募集するものです。

１　和地山公園、高丘公園、船越公園、相生公園、浜松市高丘緑地の概要

（１）名称及び所在地

①和地山公園（浜松市中央区和地山三丁目 10 番 1 号）

②高丘公園（浜松市中央区高丘東一丁目 4 番 1 号）

③船越公園（浜松市中央区船越町 428 番地の 3）

④相生公園（浜松市中央区相生町 320 番地の 2）

⑤浜松市高丘緑地（浜松市中央区高丘東一丁目 104 番 2）

（２）施設概要等

①和地山公園

開設時期 昭和 44 年 4 月　　敷地面積 87,471 ㎡

＜有料施設＞

・集会所　鉄筋コンクリート造平屋建（H28.11 竣工）、延床 410.5 ㎡

（集会所内は、大ホール、小ホール、事務所１室、トイレほか）

・野球場　４面

・球技場　１面

＜無料施設＞

・自由広場

・児童遊園

・児童プール、徒渉池

・駐車場 152 台

・屋外トイレ 5 箇所

②高丘公園

開設時期 平成 9 年 3 月　　敷地面積 36,096 ㎡

＜有料施設＞

・野球場兼球技場 1 面

・庭球場 4 面

＜無料施設＞

・管理棟 軽量鉄骨造ブレース構造平屋建（平成 11 年 3 月竣工）、延床 46.31 ㎡

・冒険広場、エントランス広場、芝生広場

・屋外トイレ 2 箇所

③船越公園

開設時期 昭和 47 年 4 月　　敷地面積 33,600 ㎡

＜有料施設＞

・野球場　１面

＜無料施設＞

・管理棟 軽量鉄骨造平屋建（平成１０年３月竣工）、延床　９．１２㎡

・児童プール、徒渉池
・芝生広場、遊具広場
・駐車場　３８台
・屋外トイレ１箇所

④相生公園

開設時期 昭和 45 年 8 月　　敷地面積 9,721 ㎡

＜有料施設＞

・なし

＜無料施設＞

・管理棟 軽量鉄骨造平屋建（昭和 45 年 8 月竣工)、延床 77.67 ㎡
・児童プール、徒渉池
・交通教育施設
・少年ソフトボール場 1 面
・遊具広場
・駐車場 14 台
・屋外トイレ 1 箇所

⑤浜松市高丘緑地

開設時期 平成 10 年 10 月　　敷地面積 22,447.37 ㎡

＜有料施設＞

・なし

＜無料施設＞

・グラウンドゴルフ場
・駐車場 87 台

（３）施設の設置目的

市民の福祉の増進並びに体育及び生活文化の向上に資するため。

（４）利用時間

※利用日は、市との協議により変更（拡大）が可能です。
※詳細は仕様書を参照してください。

（５）利用日

※利用日は、市との協議により変更（拡大）が可能です。
※詳細は仕様書を参照してください。

（６）年間利用者数

①和地山公園（年間利用者数）

施　設	令和 4 年度	令和 5 年度
野球場	30,956 人	28,044 人
球技場	22,462 人	21,744 人
集会所	30,049 人	29,820 人

②高丘公園（年間利用者数）

施　設	令和 4 年度	令和 5 年度
庭球場	15,005 人	15,670 人

野球場兼球技場	7,624 人	7,784 人

③船越公園（年間利用者数）

施　設	令和 4 年度	令和 5 年度
野球場	5,136 人	6,215 人

④相生公園（年間利用者数）

施　設	令和 4 年度	令和 5 年度
自転車	20,706 人	22,213 人

④浜松市高丘緑地（年間利用者数）

施　設	令和 4 年度	令和 5 年度
グラウンドゴルフ場	9,202 人	9,233 人

（7）法令等の規定

地方自治法、都市公園法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例及び同条施行規則、浜松市都市公園条例及び同条例施行規則、浜松市公園条例及び同条例施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下「指針」という。）、労働基準法等の労働関係法令、その他関連法令

（8）現在の指定管理者に関すること

指定管理者名	指定管理期間
ビル保善・公園緑地協会グループ	令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2　指定管理者が行う業務の範囲

（1）和地山公園、高丘公園、船越公園、相生公園、浜松市高丘緑地の運営及び施設・設備の維持管理に関すること

（2）浜松市都市公園条例第 25 条及び浜松市公園条例第 20 条に規定する事業の実施に関すること

（3）浜松市スポーツ・文化施設予約システムに関する業務

（4）和地山公園、高丘公園、船越公園、相生公園、浜松市高丘緑地の適正な維持管理のための公募仕様書（別添）に記載する業務に関すること

※浜松市との協議により、自己の費用と責任において、施設のＰＲ（宣伝活動、広報活動）や利用者の利便性向上、又は市民サービスの向上のための自主事業を行うことが可能です。

3　指定管理期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

4　指定管理料

会計年度（4 月 1 日から 3 月 31 日）ごとに支払います。

支払いは、月毎に業務の履行確認のうえ、指定管理者の請求による毎月の後払いとします。

※利用料金制を採用しているので、施設の管理に要する費用と、指定管理者が提案する利用料金見込額の差額を指定管理料として支払います。

5　利用料金の規定

指定管理者は、浜松市都市公園条例に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て

利用料金を定めてください。利用料金の詳細については、浜松市都市公園条例同条例施行規則をご覧ください。

（1）和地山公園（有料施設）

①野球場

ア　施設

利用区分＼利用時間区分	午前9時から午後5時まで（5月1日から8月31日までは、午後7時まで）　2時間につき
一般　1面につき	1,780円
小学校の児童及び中学校の生徒　1面につき	890円

②球技場

ア　施設

利用区分＼利用時間区分	午前9時から午後9時まで　2時間につき
一般　1面につき	1,780円
小学校の児童及び中学校の生徒　1面につき	890円

イ　照明灯　1面30分につき990円

③集会所

ア　施設

利用区分	午前9時から午後6時まで1時間につき	午後6時から午後9時まで1時間につき
大ホール全面	610円	1,220円
大ホール半面	300円	610円
小ホール	150円	300円

イ　冷暖房装置

利用区分		金額
大ホール全面	1時間につき（15分未満の端数は切り捨て、15分以上は1時間とする。）	360円
大ホール半面		180円
小ホール		90円

ウ　附帯設備

種別	利用区分	金額	摘要
机	1日1回につき	30円	1脚
補助いす		20円	
コンセント		110円	1口（1.5kW以下）
天幕		260円	1張

（2）高丘公園（有料施設）

①野球場

利用区分＼利用時間区分	午前9時から午後5時まで（5月1日から8月31日までは、午後7時まで）　2時間につき
一般　1面につき	1,780円
小学校の児童及び中学校の生徒　1面につき	890円

②庭球場

利用区分 ＼ 利用時間区分	午前9時から午後5時まで（5月1日から8月31日までは、午後7時まで）　2時間につき
一般　1面につき	1,100円
小学校の児童及び中学校の生徒　1面につき	550円

③附帯設備　電気コンセント　1日1回につき110円

（3）船越公園（有料施設）

①野球場

利用区分 ＼ 利用時間区分	午前9時から午後5時まで（5月1日から8月31日までは、午後7時まで）　2時間につき
一般　1面につき	1,780円
小学校の児童及び中学校の生徒　1面につき	890円

（4）相生公園

有料施設なし

（5）浜松市高丘緑地

有料施設なし

（6）条例第3条第1項又は第3項の許可に係る利用料金（条例別表第2の2）

種目		単位	金額
募金その他これに類する行為		1人1日につき	110円
業として行う写真撮影、映画撮影、テレビジョン撮影その他これらに類する行為		1件1日につき	4,400円
物品の販売又は興行		使用面積1㎡1日につき	55円
展示会、博覧会、競技会、集会その他これらに類する催し		使用面積1㎡1日につき	22円
有料公園施設における広告物の掲出又は表示	長期	掲出面積又は表示面積1㎡1年につき	18,850円
	短期	掲出面積又は表示面積1㎡1年につき	1,570円

6　事業所税の有無

市税条例施行規則により全額免除となりますが、申告が必要になる場合がありますので、浜松市財務部市民税課へ確認してください。

7　利用料金減免の手続き

浜松市都市公園条例第30条及び同条例施行規則第17条の規定に基づき、利用料金を減免することができます。

8　指定管理料の上限額（管理運営に関する市の負担額の上限となります。年度ごとの金額及び合計額を超えた提案額は失格となります。）

令和7年度　51,430,000円

令和8年度　51,430,000円

令和 9 年度　 51,430,000 円
令和 10 年度　 51,430,000 円
令和 11 年度　 51,430,000 円
合計　257,150,000 円

※上記の金額は、すべて消費税及び地方消費税率（10%）を含みます。
※応募の際は、税率 10%の税込金額を記載してください。なお、基本協定締結日以後に消費税率の変更があったときは、協定額は消費税及び地方消費税相当額を変更後の税率によるものとします。

９　応募資格（次の条件を満たす団体に限ります。）

（１）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する団体でないこと。
（２）会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続が終了していない団体でないこと。
（３）浜松市から入札参加停止を受けている団体でないこと。
（４）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び精算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体でないこと。
（５）暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
（６）法人市民税等の市税、法人事業税及び法人税を滞納している団体、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない団体又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない団体のいずれにも該当しないこと。
（７）指針第 10 条に規定する指定管理者選定会議の委員（当該公の施設の指定管理者の選定に関わる者に限る。）が役員等となっている団体でないこと。
（８）浜松市の市議会議員が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第９条第４号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。）でないこと。
（９）浜松市の市長、副市長、教育長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員若しくは監査委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務又は、本市の請負の業務を行うこととなるものに限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの 2 分の 1 以上を出資している法人を除く。）でないこと。
(10) 過去３年間に条例第１３条に規定する指定の取り消しを受けた団体でないこと。
(11) 共同事業体による応募は可とする。
(12) 同一の施設に係る応募において、他のグループに属している団体でないこと。
(13) 和地山公園、高丘公園、船越公園、相生公園、浜松市高丘緑地の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力を有す団体。
(14) 公園管理運営士又は造園施工管理技士 1 級若しくは 2 級の資格を有する者を配置すること。

※応募資格の確認日は、提出書類の提出期間の最終日とします。
※共同事業体の場合は、構成団体全てが上記応募資格を満たしている必要があります。

１０　提出書類　　提出部数　13 部（正本 1 部、副本 12 部）

（１）指定管理者指定申請書（第1号様式）
（２）宣誓書及び同意書（第2号様式）
（３）役員等名簿（第3号様式）
（４）履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書（証明書は3ヶ月以内の日付であること）
（５）定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
（６）過去3年間の貸借対照表、損益計算書（収支計算書）など経営状況のわかるもの
（７）設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの
（８）①法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その3の3」（証明書は3ヶ月以内の日付であること）
②直近2年間の法人事業税の納税証明書（本社、本店及び支社、支店、営業所等が静岡県内にない場合は、その所在する都道府県のものをご提出ください）

※指定管理者に選定された場合、①は、毎年度終了後、事業報告書の添付書類として提出していただきます。

（９）「市外に本店を有し、市内に営業所等を有する者」として応募する場合は、以下のいずれかを提出すること
①委任状（第4-1号様式）
②法人市民税確定申告書（第20号様式）又は市町村民税の均等割申告書（第22の3号様式）の写し（提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの）
（10）提案資料の取扱いに関する回答書「第4-2号様式」
（11）和地山公園、高丘公園、船越公園、相生公園、浜松市高丘緑地の指定管理者事業計画書（第5号様式）※全期間分
（12）事業提案書（プレゼンテーション資料等を含む）※第5号様式の要約したものを含む。
（13）共同事業体の場合は、構成員、責任の範囲等を定めた協定書等
※共同企業体の場合、（2）～（9）は構成団体全てについて書類を提出していただきます。

１１　指定管理者の募集及び選定方法

（１）指定管理者の選定方法
指定管理者の選定は、公募により、応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる選定とし、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。
（２）選定にあたっての審査方法等
指定管理者の選定にあたっての審査は「都市整備部指定管理者選定会議設置要綱」に基づき「都市整備部指定管理者選定会議」（以下「選定会議」という。）を開催し、選定基準に基づいて審査します。
（３）選定結果等の通知
審査の連絡は、提案書類を提出いただいた応募者に対して速やかに通知いたします。

（４）協定の締結

市は、優先交渉権者（候補者）との細目協議、仮協定の締結、候補者を指定管理者とする市議会での議決を経て、指定管理者として指定し、市と指定管理者は本協定を締結します。

（５）次点交渉権者との交渉

優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者を候補者として協議を行うものとします。

１２　指定管理者の公募に関するスケジュール（予定）

令和6年6月27日（木）～8月13日（火）　募集要項のホームページ掲載及び配布
令和6年6月28日（金）～7月12日（金）　募集要項に関する照会、質問事項の受付
令和6年7月10日（水）午前11時から　　応募者説明会、施設見学会、参考資料の閲覧等
令和6年7月19日（金）予定　　質問事項に対する回答
令和6年6月27日（木）～8月13日（火）　提出書類の申請受け付け
8月中旬　～　8月下旬　　選定会議委員及び所管課から応募者への質問期間
※応募書類に基づく事前質問を、応募者あてに行います。
質問の回答は、ヒアリング・プレゼンテーションの際に伺いますので、ご準備願います。
9月6日　　ヒアリング・プレゼンテーションの開催
（候補者選定のための選定会議）
令和6年9月下旬　　優先及び次点交渉権者の決定と全応募者への通知
令和6年10月中旬　　仮基本協定書の締結
令和6年12月中旬　　指定管理者の指定（令和6年11月市議会議決による）
令和7年3月中旬　　基本協定書締結
令和7年3月中旬～3月下旬　指定管理者職員実地研修、引継ぎ等

１３　募集要項の配布

募集要項は、令和6年6月27日（木）から8月13日（火）まで配布いたします。

・配布場所：浜松市都市整備部公園管理事務所
〒433－8122 浜松市中央区上島六丁目19-1
電話：053－473－1829

・配布時間：午前8時30分～午後5時15分

また、募集要項は以下のとおり浜松市ホームページからもダウンロードできます。

【浜松市ホームページの掲載箇所】

市トップ→創業・産業ビジネス→指定管理者制度→公の施設における指定管理者制度

１４　募集要項に関する照会、質問事項の受付

○募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

・受付期間：令和6年6月28日（金）から7月12日（金）までとします。（受付時間　午前8時30分～午後5時15分）

・受付方法：「指定管理者募集に伴う質問書」（第7号様式）に質疑主旨を簡潔にまとめて記入の上、下記まで提出してください。

・質問に対する回答：質問内容及び回答は、説明会への参加団体及び質問書提出団体あてに、質問者の名前を伏せて電子メールにて一斉回答します。（回答日：令和6年7月19日（金）予定）
※質問は、必ず郵送、ファクス、または電子メールのいずれかの方法でお寄せください。電話でのご質問には受け付けられません。（以外の方法で回答を希望される場合はご相談ください）
【質問事項に関する照会、質問事項の送付先】
浜松市都市整備部公園管理事務所　管理調整グループ　担当者：花輪
〒433－8122 浜松市中央区上島六丁目19-1　　ＦＡＸ： 053-474-6336
メールアドレス：koen-kan@city.hamamatsu.shizuoka.jp

１５　応募者説明会、ヒアリング、プレゼンテーションについて

○指定管理業務等について、説明会を開催します。
・日時　　令和６年７月 10 日（水）　午前 11 時から
・場所　　和地山公園　集会所（浜松市中央区和地山三丁目 10 番１号）
※参加を希望される場合は、指定管理応募者説明会参加申込書（第６号様式）により令和６年７月５日（金）までにファクシミリ又は電子メールでお申込みください。
※説明会の参加の有無が選定に影響を及ぼすことはありません。
○指定管理業務等についてのヒアリング（プレゼンテーションを含む）を実施します。
・日時　　令和６年９月６日（金）（予定）
・場所　　浜松市中央区北寺島町 617-6　浜松市中央土木整備事務所　１階会議室（予定）

１６　提案書類の提出

指定申請書等、提案書類は、令和６年６月 27 日（木）から８月 13 日（火）（受付時間　午前８時 30 分～午後５時 15 分）までに浜松市都市整備部公園管理事務所に提出してください。（郵送可、期限内必着）

１７　費用の負担

提案に関して応募者が要する費用については、それぞれの応募者の負担とします。

１８　障がい者の雇用促進・就労支援について

障がい者の雇用を促進するため、障がい者の雇用促進・就労支援について積極的に提案をしてください。

１９　選定基準

別紙のとおり

２０　実績の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、下記のとおり実績を反映するものとします。ただし、共同企業体で構成員が変更となった場合や、募集単位を見直した場合は対象となりません。

（1）事後評価の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、毎年度の事後評価結果を、選定時の評価に反映させるものとします。

反映の方法は、毎年度の事後評価結果の総合得点ごとに定める「加算率」を合計し、評価を受けた年数で除して得られた割合「総加算率」を、次期選定時評価点に乗じ、得られた点数を加減点するものとします。ただし、指定管理の最終年度は、選定時期以降に評価が行われるため未算入とします。

総合評価得点（事後評価）	得点の意味	加算率
80点以上	特に優れている	＋5.0%
70点～80点未満	優れている	＋2.5%
60点～70点未満	適正である	0.0%
40点～60点未満	努力が必要である	－2.5%
40点未満	かなりの努力が必要である	－5.0%

【加減点例】指定管理期間5年間のケース

区分	指定管理期間						
	1年目	2年目	3年目	4年目	A	A/4	
事後評価点数	67.4	70.4	69.2	70.2	計	総加算率	※小数点第2位以下切り捨て
加算率	0.0%	＋2.5%	0.0%	＋2.5%	＋5.0%	＋1.2%	

選定時評価点 75.4 点　×　1.2%　＝　0.9 点を加点

（2）遵守事項の不履行について

毎年度の事後評価において、当該年度の実績が下記減点項目に該当する場合、それぞれの減点項目に応じて次期選定の評価から減点（4 年目の事後評価までの累計点を減点）します。毎年度の減点の状況は、事後評価結果とあわせて公表します。

《減点項目》

・提案した業務及び自主事業の不実施
・労働基準監督署の調査（臨検監督）により是正勧告書が交付された場合や、その他関係法令の遵守に係る指導を受けるなどの法令違反
・当該施設に関係する事故又は不祥事があった場合
・保険すべき保険の未加入
・事業報告書の記載不足、重大な誤記載等
・事業報告書の提出期限超過

２１　選考結果のお知らせ

応募者全員に対し、令和 6 年 9 月末日までに文書にてお知らせします。

２２　選考に関する応募書類の取扱いと情報の公開について

（1）提出書類の不返却

提出された提出書類は返却しません。

（２）指定管理者選定に関する情報の公表

指定管理者の指定に関する情報は、すべての応募者について次の事項を公表します。

①応募者の名称

優先交渉権者（候補者）は、所在地も公表します。優先交渉権者（候補者）が共同事業体の場合は、構成員すべてについて公表します。

②選定理由（優先交渉権者のみ）

③提案の概要

④提案金額

⑤評価内容

⑥評価結果（点数）

※合格点は別紙選定基準参照

（３）情報公開について

提出書類は、公平性、透明性を期すために「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が選考に関する応募書類の公表が特に必要と判断する場合には、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報を除き、原則公開又は公表するものとします。なお、公開又は公表する場合の提出書類の使用に関する費用は、無償とします。

（４）提案資料の取扱いに関する回答書

提出書類のうち、応募者が作成した提案資料についても（３）に記載のとおり原則として公開又は公表しますが、例外的に、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報（応募者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより応募者の正当な利益を害する情報等）は、本市の判断で非公開又は非公表とします。

本市が応募者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、次のとおり回答書及び関連資料の提出をお願いします。

提出物　・提案資料の取扱いに関する回答書「様式４―２号」

・応募者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分かる資料（提案資料の写しの該当部分にマーカーを引く、四角で囲う等したものを提出。ただし、文字が消えるような塗りつぶしはしないでください。）

※提出いただいた資料の該当部分の非公開又は非公表を確約するものではありません。

※「応募者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分かる資料」は、１０提出書類に規定する提出部数に関わらず１部のみ提出で構いません。

２３　指定管理者の指定について

指定管理者の候補者選定後、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、浜松市議会に候補者を指定管理者に指定する議案を提案し、議決を受けることとなります。（令和 6 年 11 月定例会提案予定）

なお、指定管理者の指定を受けられない場合において、候補者が本件に関し支出した費用については、一切補償しないものとします。

２４　その他

①和地山公園小プール（徒渉池）については、漏水により、現在使用禁止としています。

②市では今後、新たな財源の確保、施設の良好な管理運営、民間事業者の広告活動機会拡大を目的に、ネーミングライツ（市の施設等に愛称を命名する権利）の導入を積極的に行っていく方針です。

本施設においても、指定管理期間中にネーミングライツ導入の可能性がございます。

本施設は、現在、浜松市スポーツ・文化施設予約システム「まつぼっくり」対応施設です。本市では、現行システムの令和 6 年 12 月のサービス満了に合わせ、オンライン決済などデジタル化のニーズに対応した次期施設予約サービスの導入を予定しております。次期施設予約サービス事業者は、本募集要項配布開始時点において選定中であるため、詳細が決まり次第、基本協定書（案）等について、システムの名称変更のほか、機能の変更に合わせてに必要な項目等を追加する可能性があります。

○問合せ先　　浜松市都市整備部公園管理事務所　　担当者：花輪
〒433-8122　浜松市中央区上島六丁目 19-1
電話： 053-473-1829　　ＦＡＸ： 053-474-6336
メールアドレス： koen-kan@city.hamamatsu.shizuoka.jp

別紙

和地山公園、高丘公園、船越公園、相生公園、浜松市高丘緑地　指定管理者選定基準

評価項目		配点
1　施設運営管理方針に関する項目（合格点５．５点以上）		
	(1)　施設の性格や目的の理解	5
	(2)　施設への効用が発揮されるものであること	5
	小計	１０
2　事業提案（計画）に関する項目（合格点２７．０点以上）		
	(1)　事業の具体的取り組み方（機能性）	8
	(2)　施設の管理体制・運営職員の配置（責任性・実行性）	8
	(3)　適正な管理・経理（明瞭性・規律性）	8
	(4)　安全管理・緊急時への対応（安全性）	8
	(5)　市民サービスの向上・自主事業（独創性）	8
	(6)　環境・地域等への配慮（社会貢献）	5
	(7)　平等利用（平等性）	4
	小計	４９
3　指定管理者に関する項目（合格点９．４点以上）		
	(1)　団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	2
	(2)　施設の運営実績（団体の能力）	5
	(3)　団体の地域貢献（地域の活性化）	8
	小計	１５
4　活動拠点に関する項目		
	(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3
	(2) 各種認定等の有無	1
	小計	4
5　指定管理料に関する項目（１）（合格点５．５点以上）		
	(1)　収入計画の妥当性	6
	(2)　支出計画の妥当性	6
	小計	１２
6　指定管理料に関する項目（２）		
	$\frac{\text{最低提案額}}{\text{提案額}}$ × **配点**	１０
	小計	１０
	現指定管理期間の実績に基づく加減点	
合　　計		１００

〈選定条件〉

1　評価項目１、２、３及び５の各小計において、配点の55%以上（合格点）であること。

2　前１の条件を満たす者のうち、合計点が最も高い者を優先交渉権者（候補者）とする。

3　４の「(2)各種認定等の有無」は、高齢者活躍宣言事業所の認定、消防団協力事業所の認定、ワ

ーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証、外国人材活躍宣言事業所の認定、企業のCSR活動表彰（以上、認定等主体浜松市）、健康経営優良法人の認定（認定主体経済産業省）事業者を加点する。共同事業体の場合は、共同事業体数で按分する。

4　６の評価点は、指定期間中の総計で行い、配点を上限とする。

5　現指定管理者から応募があった場合、現指定管理期間の事後評価結果に基づき加減点を行う。なお、加減点の算出方法は、募集要項「20実績の反映について」のとおりとする。